

■ 令和5年度 第1回 東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会

日 時：令和5年7月19日（水）午後2時から

会 場：東区プラザ 多目的ルーム1

（司 会）

それでは、ただいまから令和5年度第1回東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会を開会いたします。

本日はご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日司会を務めます、東区健康福祉課課長補佐の岡村と申します。

会議に際しまして、木戸地域コミュニティ協議会の星委員と、新潟市民生委員児童委員協議会連合会の大澤委員と、公募委員の井上委員から所用のため欠席とのご連絡がありましたので、ご報告させていただきます。また、老人クラブ連合会から、桑野委員の代理として副会長の太田様にご出席いただいております。

本日の会議につきましては、後日、会議録を公開するため、録音させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

はじめに、会議資料の確認をお願いいたします。先般、郵便でお送りさせていただいたものを順に確認します。

資料2「東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会開催要項」、資料3「東区地域福祉計画・地域福祉活動計画（2021～2026）令和4年度分実績一覧」、資料4、冊子「東区地域ふれあいプラン（2021～2026）」、資料5、冊子「地域包括ケアシステムって結局なに？」。

続いて、本日机上配付とさせていただきました資料は、資料6「令和5年度東区地域福祉活動計画推進委員会スケジュール」、資料7「東区の概要」。最後に、カラー刷りの「子ども食堂」です。以上です。資料が不足されている方はこちらまでお申し出ください。

よろしいでしょうか。それでは、次第に入ります。次第1、開会あいさつ。東区健康福祉課の星野課長からごあいさつ申し上げます。

（健康福祉課長）

本日はお忙しい中、令和5年度第1回東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様方におかれましては日ごろより地域福祉計画の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。また、今年は委員改選の年でした。委員をお引き受けいただき、お礼申し上げます。

今日においては少子高齢化や人口減少が進み、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、地

域社会のつながりも希薄化しているような状況です。また、物価上昇による家計への影響や各地で相次ぐ強盗事件などさまざまな問題が見られ、日常生活に不安を感じている地域住民も多いことと思います。

一方で、新型コロナウイルス感染症の位置づけが今年5月から5類に引き下げられました。このことにより、以前のように住民同士コミュニケーションを取る機会が増えてきており、不安や悩みごとを抱える住民の心のよりどころとなるべく、地域での助け合いや支え合いがより一層重要になってきております。東区では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを目指して、東区地域福祉計画を土台として地域福祉の推進に取り組んでいるところです。年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず安心して暮らせる、人と人が支えあい、助けあい、つながりあうまちづくりを区民の皆様と協働で進めてまいりたいと考えております。

地域福祉のより一層の推進のため、委員の皆様から率直なご意見をお伺いできれば幸いです。本日は、よろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

次第2、自己紹介。今年度は、当推進委員について改選の年です。前の任期から引き続き務めていただいている方も、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、配付しました資料1の委員名簿の順に、簡単でけっこうですので、自己紹介をお願いしたいと思います。

山の下地域コミュニティ協議会の星野様から順番にお願いいたします。

(星野委員)

山の下地区コミュニティ協議会の地域福祉福祉部会の理事をさせていただいております星野です。よろしくお願いいたします。

(小湊委員)

桃山校区コミュニティ協議会の社会福祉部副部長をやっています小湊といいます。私は実は、こういった協議会にかかわったのが去年からで、そういう意味では全くよく分からないというか、はっきり言って、こういう会議があることすら、正直な話、分かりませんでした。暗に会長からやってくれと言われて、ほいほいと返事したら、こういう大変な会議のようなので、私も戸惑っておりますが、2年間、よろしくお願いいたします。

(椎谷委員)

こんちは。東山の下地区コミュニティ協議会の事務局に籍を置いています椎谷基弘と申します。

私が住んでいる物見山3町目の町内なのですけれども、202世帯あるのですけれども、その

中で75歳以上の高齢の方が105名ということで、大変、超高齢化の地域になっております。今後とも皆さんと一緒に勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(渡辺(順)委員)

ごめんください。下山地区コミュニティ協議会の事務局長をやっております渡辺順子です。お隣様が言ったように、私も太平4丁目の者で、75歳以上が300人近くいるのです。80歳以上が130人です。今も社会福祉協議会に行きまして、お願いごとをしてきました。私自身も年齢が高いですから、皆さん、どうかよろしく願いいたします。

(伊藤委員)

紫竹中央コミュニティ協議会からまいりました、伊藤といいます。昨年、任期途中で交代しまして、今年度もよろしく願いいたします。

私どもの地域は225世帯ですが、多世帯、いわゆるアパート、マンション世帯が6割を占めている地域です。したがって、いろいろな活動をやっているのですが、どうしても戸建て世帯に偏りがちで、とりわけ今年くらいから、多世代の方から参加してもらうようにいろいろ取り組んで、その方々にも積極的にスポットを当てたいと思っているところです。よろしくお願いいたします。

(乙川委員)

私は牡丹山小学校区コミュニティ協議会から来ました、健康福祉を担当しております乙川と申します。よろしくお願いいたします。

(新田委員)

ごめんください。大形地区コミュニティ協議会からきました新田といいます。民生委員・児童委員協議会の会長をしております。よろしくお願いいたします。

(新保委員)

江南小学校区コミュニティ協議会の顧問をしております新保正樹です。

江南小学校は新潟市の第1号の区画整理事業によって誕生した、江南区田んぼ、石山の田んぼ、8割が新しくできた地域でありますので、昔からのつながりがなくて、ありがたいことに6メートル道路で行き止まりがないのはいいのですけれども、地域とのつながりや昔なじみの人が少ないので、なかなか地域の交流が進んでいない中で四苦八苦しながらコミュニティ協議会の活動に力を入れているところです。今後ともよろしくお願いいたします。

(白井委員)

こんにちは。中野山小学校区コミュニティ協議会から来ました、白井尊と申します。

中野山小学校区の中では社会福祉部で中野山小学校区の高齢者を中心に、健康福祉でしゃっきり体操をしたり、いろいろな形で高齢者の方々の応援をしています。皆さんおっしゃったと

おり、高齢化がかなり進んでいまして、当中野山小学校コミュニティ協議会の方々も高齢化がかなり進んでいますので、高齢者のお役に立つような活動をやっております。よろしくお願いいたします

(渡辺(孝)委員)

南中野山小学校区コミュニティ協議会から来ました渡辺孝一といいます。2期目になりました。よろしくお願いいたします。

(野村委員)

私は東中野山小学校区コミュニティ協議会から来ました野村です。2期目になります。よろしくお願いいたします。

私はコミュニティ協議会の会長をしているものですから、高齢者の集まりとか高齢者の行事関係はだいたい分かっておりますけれども、とにかく何でもかんでもやらなければならない高齢者になりましたというのが実感です。ひとつよろしくお願いいたします。

(遠山委員)

地域包括支援センターの遠山です。

今期からは木戸・大形が参加させていただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

(太田委員)

東区老人クラブ連合会副会長の太田と申します。本来、出席するはずの理事の桑野栄子が体調を崩しておりまして、私、太田が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(樋口委員)

東山の下地区民生委員の会長をしております、樋口を申します。

東区会長会の中で自治協議会を割り当てられ、自治協議会の第2部会の中でこちらの推進委員を今回、初めてやらせてもらうことになりました。勉強させていただきます。

(青木委員)

こんにちは。東区身体障がい者福祉協会の会長の青木千代子と申します。よろしくお願いいたします。

私どもの協会は、視覚障がい、聴覚障がい、身体障がいという3障がいの皆さんで構成されている団体です。よろしくお願いいたします。

(小池委員)

新潟県立大学人間生活学部子ども学科の教員の小池と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

次に、令和5年度の事務局を紹介いたします。

(各事務局員 紹介)

(司 会)

次第3、議事に入ります。委員会の進行につきましては、東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会開催要綱第4条第2項により、委員長が行うこととなっておりますが、選出されるまでの間、私が引き続き進行させていただきます。

東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会開催要綱第4条第1項に、委員長は委員の互選により定めることとなっております。委員長候補として、どなたか立候補、ご推薦などがありましたら挙手をお願いいたします。

(野村委員)

小池由佳さんをお願いしたいと思います。

(司 会)

ただいま、小池委員を委員長に推薦するご発言がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

小池委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、皆様のご賛同により小池委員に委員長をお願いしたいと存じます。小池委員、よろしくをお願いいたします。

選出されました小池委員には委員長席へ移動をお願いいたします。

小池委員、一言ごあいさつをお願いいたします。

(小池委員長)

改めまして、委員長を引き受けさせていただきます新潟県立大学の小池と申します。2年間、よろしくをお願いいたします。

引き続きということで、この東区とまた皆さんと一緒に地域づくりを考えていく大事な会議に出席させていただけることをうれしく思っております。皆様お一人おひとりの声を重ねていきながら、東区の地域で暮らす皆さんの生活が守られていく、そしてそれがお互いに守られていくような関係づくり、地域づくりといったところを一緒に取り組んでいけたらと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(司 会)

続きまして、副委員長の選出です。東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会開催要綱第4条第1項に、副委員長は委員長の指名によって定めることとなっておりますが、小池委員長、いかがでしょうか。

(小池委員長)

副委員長につきましても、引き続き、新保委員にお願いできればと思っております。よろしくをお願いいたします。

(司 会)

新保委員、いかがでしょうか。

(新保委員)

一生懸命勉強して努めたいと思います。よろしくお願いします。

(司 会)

今の皆様の拍手をもってご賛同とさせていただきたいと思います。新保委員に副委員長をお願いしたいと思います。新保委員、よろしくお願いします。

それでは、選出された新保副委員長におかれましては副委員長席へお移りいただき、一言ごあいさつをお願いいたします。

(新保副委員長)

今ほど指名されたときにごあいさつ申し上げましたので、そのとおりの決意を新たに頑張っていきたいと思いますので、今後とも皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

(司 会)

これより、推進委員会開催要綱第4条第2項により会議の進行を小池委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(小池委員長)

それでは、委員長を務めさせていただきます。皆様からは忌憚のないご意見や積極的なご発言をいただきながら、より充実した内容につなげていきたいと思っておりますので、皆様方のお力添えをよろしくお願いいたします。

それでは議事の2点目になります。東区地域福祉計画・地域福祉活動計画概要について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

東区地域福祉計画・地域福祉活動計画概要について説明させていただきます。

冊子、東区地域ふれあいプランを使って説明させていただきますので、ご準備をよろしくお願いします。概要について説明させていただきます。

東区地域ふれあいプランの1ページを開いていただきたいと思います。はじめに、1、計画策定の趣旨ですが、東区地域福祉計画・地域福祉活動計画、愛称を東区地域ふれあいプランと申しますが、急速に進む人口減少、高齢化、平均世帯員の縮小等によりさまざまな生活課題が生じており、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しております。また、これに伴い住民の抱える福祉ニーズは多様化しております。

このような状況の中、人と人、人と社会とが世代や分野を超えて丸ごとつながり、生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けて取組み

を進めております。

東区では平成 21 年 3 月に最初の計画を策定し、以降 6 年ごとにこれまでの取組みや地域社会を取り巻く環境の変化、社会情勢を踏まえて見直しを図っております。これまで 2 回の見直しが行われ、現在は令和 3 年度から令和 8 年度までの第 3 期計画に基づいて東区の地域福祉活動を推進しています。

続きまして、3 ページをお願いいたします。図をご覧ください。中央のオレンジ色で囲まれたところに区計画、別称で地域福祉計画とあります。それと、区地域福祉課活動計画の二つの計画があります。区計画とは、区の特性に応じた理念・目的・取組みを示したもので、区地域福祉活動計画とは社会福祉協議会での福祉ビジョンに基づき、東区 12 の地区コミュニティ協議会の特性に応じた理念・目標・取組みを示したものです。

続きまして、4 ページをお願いいたします。(5) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係とありますが、先ほど説明いたしました区計画が地域福祉計画にあたるものです。二つの計画は互いに連携、共有する部分があり、地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあることから、東区地域ふれあいプランとして一体で策定しております。

続きまして、計画の策定方法ですが、市民アンケートや東区 12 コミュニティ協議会ごとの地域福祉座談会を開催し、その内容をもとに作成しております。

続いて、11 ページをご覧ください。本計画の基本理念は「地域の人々とのふれあいや支えあいのなかで、みんなの顔が見え、元気で安心して暮らせるまち」となっております。これを実現するすため五つの基本目標が設定されています。各基本目標は以下のとおりです。基本目標 1、支えあい、助けあい、つながりあうまちづくり。基本目標 2、健康で住みやすいまちづくり。基本目標 3、安心・安全に暮らせるまちづくり。基本目標 4、だれもが集まれる機会・場づくり。基本目標 5、情報の提供と相談支援体制の充実。

最後に、12 ページ、13 ページをご覧ください。こちらの本計画に沿った包括的支援体制のイメージ図となっております。イメージ図の中の矢印が双方に向いております。これは、今回の計画から重点を置くものとなりますが、地域の方々がそれぞれ主体的に我が事として問題に気づき、把握し、つながりあうことや助けあうことで解決を試みる環境や、相談を包括的に受け止める体制、多機関が協働し包括的に支援する体制などを丸ごと支える包括的な体制を目指すものです。

令和 2 年度からコロナ禍により人と人とが顔を合わせる機会が減少する中で、地域での活動については工夫しながら、可能な範囲で継続してきたと各地域の推進員様から昨年度の当委員会においてご報告をいただきました。行政や社会福祉協議会の取組みについては、後の議題において昨年度の実績を報告させていただきます。

東区地域ふれあいプランの14ページから34ページには、各基本目標の現状や課題、取組みの方向性が記載されておりますが、時間の都合がありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

東区健康福祉課からの説明は以上となります。

続きまして、社会福祉協議会からお願いいたします。

(社会福祉協議会)

今、ご覧いただいている地域福祉計画・地域福祉活動計画の中の地区別計画についてもう少しお話しをさせていただきます。

地域福祉活動計画の地区別計画、冊子の35ページからになります。この計画については、行政や社会福祉協議会のほうから、計画を作っておいたのでやってくださいというものはありませんで、地域の皆様が自分のまちをどのようにしていきたいと、どのようなことを実行していくのかということを決めていただいて、そして実行していただくための計画です。ですので、区全体で一律のものといった形ではなく、地域性や生活の圏域の範囲もありますので、コミュニティ協議会の範囲12地区の計画となっております。

今期の計画を策定した令和2年度は、ちょうど新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた最初の年度に当たります。そのため、密を避けるということがありまして、たくさんの方と膝をつき合わせて計画を作るというのはかなわなかったのですけれども、各地区のコミュニティ協議会の皆さん、支え合いのしくみづくり推進員の皆さんにお集まりいただきまして、そういった中で、この地区の大事なところはどこか、いいところはどこだろうということを出し合いながらのものになりました。私ども社会福祉協議会と行政の事務局の皆さんも入りまして、令和3年度からの6か年計画を策定いたしました。

この計画については立てっぱなしになってしまうというわけにもまいりませんので、年に1回、地域福祉座談会を各地区で開催させていただきまして、計画の進捗の確認であったり、計画を進めていただきながら、新たに出てきた課題や施策についてなども協議する場として設けております。今年度の座談会につきましても、秋から冬にかけて開催を検討しておりますので、その際には特に地区選出の推進員の皆様にご一緒いただきたいと思っておりますので、よろしくご願ひいたします。

社会福祉協議会からの説明は以上となります。

(小池委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等はありませんか。

今期から初めて委員になられた方もおられるかと思います。今、説明がありましたように、2021年から2026年の計画の概要につきまして、それぞれ地域福祉計画・地域福祉活動計画の

観点から確認していただきました。改めてその目的といったところを一緒に共有していただければありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

特にご質問がないようでしたら、この後進めていく中でまたお気づきの点等あれば、ご意見いただければと思います。

それでは、次の議題に入ってまいります。東区地域福祉計画・地域福祉活動計画令和4年度実績報告につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

引き続き、令和4年度実績報告について説明させていただきます。今回、資料3、A3の大きい資料を使いますので、ご用意をお願いいたします。

では、説明に移らせていただきます。東区地域福祉計画・地域福祉活動計画令和4年度実績報告について、説明させていただきます。これは、先ほど説明いたしました五つの基本目標を推進するための各事業の実績であり、昨年度から過去3年、実績を記載しております。内容は、前回の地域福祉計画の振り返りとなりますが、すべての事業が引き続き現在の地域福祉計画を構成するものとなっておりますので、ご確認ください。

記載されている事業は、東区役所、東区社会福祉協議会実施分を合わせて、延べ106あります。時間の都合上、この場ですべての事業については説明できませんので、はじめに、健康福祉課所管の事業を中心にいくつかピックアップして報告させていただきます。その後、東区社会福祉協議会から報告させていただきます。

まず、表紙をめくって1ページ目をご覧ください。基本目標1、支えあい、助け合いが広がるまちづくりの(1)隣近所で気軽に助け合える環境をつくりましょう、の一番上、見守り訪問による高齢者の実態把握についてです。この事業は、介護認定を受けていないなど、第三者の目が届いていないと思われる高齢者の一人暮らしの方や、高齢者のみの世帯を対象に、民生委員のご協力のもと、訪問などによる現況調査を行い、それぞれの状況に応じたサービスへ誘導するというものです。こちらは、東区の特色ある区づくり事業の一つとして取組みを進めております。

実績として、令和4年度の訪問数が7,507件、また、最終的に介護保険等の制度利用につながった方が9名、今後の見守りが必要とされた方は7名となりました。見守り訪問を実施することによって、高齢者の孤立した生活の予防や解消、適切なサービス享受への導きができる有効な事業となっております。

民生委員の皆様からご理解、ご協力をいただき、今後も継続して取り組んでいく必要があると考えております。

続きまして、次の次のページをご覧ください。(3)地域で子育て支援ができる仕組みをつく

りましょう、の真ん中辺りに三つ続けて記載があります、こども創作活動館、わいわいひろば、い〜てらすについてです。これらは3施設とも子育て交流施設となっております。数値を見ると、令和4年度は令和3年度よりも利用者が増加していることが分かります。こちらは、感染対策に配慮しながら施設の利用促進に努めることができたためだと思われます。今後も必要な感染症予防対策を行い、指定管理者と連携しながら安心して利用できる施設の整備に努めてまいります。

それでは、ページを1枚めくってください。続いて、基本目標2の説明になります。基本目標2、健康で住みやすいまちづくりの(1)心身ともに健康で生きがいを持った生活を送りましょう、の上から7番目、介護予防教室や認知症予防教室の開催についてです。こちらは介護などが必要となるおそれのある人に対し、運動器・口腔機能向上、栄養改善の複合型教室や脳活性化の健康教室を開催する取組みです。健康寿命の延伸を目指し、コミュニティ協議会との協働により、健康づくり及び介護予防口座を令和元年から実施しています。

複合型教室の幸齢ますます元気教室、介護予防教室等、いずれも令和3年度に比べ、令和4年度は開催回数は減少していますが、アフターコロナによる需要の高まりか、いずれも参加者数の増加が見られています。

講座修了後は、地域の自主活動へつなげられるよう、引き続き健康づくりや介護予防の意識の醸成を進め、支援していきたいと考えています。

続いて、同じページの下から2番目、「地域の茶の間」の立ち上げ・運営支援の健康福祉課管轄分についてです。本日の議題でも取り上げる地域の茶の間は、地域に住む子どもから大人までだれもが気軽に集まって過ごすことができる居場所です。

コメント欄にもありますように、コロナ禍でも休止する団体はなく、地域の交流の場として、住みやすいまちづくりに貢献し続けていると考えられます。

続いて、次の次のページをご覧ください。基本目標3の説明に移ります。基本目標3、安心・安全に暮らせるまちづくりの(2)避難行動要支援者への支援体制を確立しましょう、の一番上、避難行動要支援者名簿登録制度です。これは、高齢者、障がい者、要介護者など、災害時に自力で避難できない人などを対象に名簿を作成し、これを地域の自主防災組織などに配布し、災害時に地域で支援する体制を確立するものです。冒頭で説明しました高齢者の見守り訪問と同様に、民生委員のご協力のもと、訪問などによる現況確認を行い、対象者や同居家族からの同意を得て、名簿に登録しています。

窓口での申し込みも受け付けておりますので、制度周知に努めるとともに、引き続き、民生委員の皆様のご理解、ご協力のもと、実施していきます。

続いて、次の次のページ、基本目標4の説明に入ります。基本目標4、だれもが集まれる機

会・場づくりの（２）地域でふれあい、交流できる機会を増やしましょう、の一番上、老人憩いの家及び老人憩いのフロアについてです。高齢者に対し、教養の向上やレクリエーション等のための場を提供し、高齢者の心身の健康の増進を図るものです。

実機データからも分かるように、年々利用者数が増加傾向にあります。高齢者の方々の生涯学習への意欲や心身ともに健康でいたい意識の高まりが感じられます。今後も継続的に場を設けていく必要があると考えられます。

続きまして、最後のページをご覧ください。基本目標５、情報の提供と相談支援体制の充実の（２）身近な地域での相談支援体制をつくりましょう、の一番上、地域包括支援センターの運営・周知についてです。東区内には、山ノ下、藤見下山、木戸大形、石山の四つの地域包括支援センターがあり、担当する地域を中学校区で分けております。高齢者やご家族の方が住み慣れた地域で安心していつまでも自分らしく暮らしていけるように、必要な情報やサービスを紹介しております。また、相談の際は、利用者の状況に合わせて、電話や自宅への訪問等、柔軟に対応しております。

相談件数自体は減少傾向にありますが、顕在化していない問題は数多くあると考えられます。高齢者やご家族の方の相談窓口としての地域包括支援センターはとても重要な役割を担っています。

以上で、市の実績報告を終わります。

続きまして、社会福祉協議会からお願いいたします。

（社会福祉協議会）

続きまして、東区社会福祉協議会から説明させていただきます。

皆さん、またページを最初にお戻しいただいて、基本目標の１番からよろしくお願ひします。私どもの事業につきましても、すべての項目について細かくお伝えすることができません。少し割愛しながらになりますけれども、いくつか直接お伝えしたいものもあります。よろしくお願ひいたします。

今ご覧いただいております基本目標１の（１）になりますと、真ん中ほどにあります、地区単位での地域福祉懇談会の開催をご覧ください。これが先ほど私から地区別計画のご説明をさせていただいたときに出てきました地域福祉座談会の部分になります。令和３年度は緊急事態宣言であったり、そういった自粛のところがありましてできなかったところもありますが、毎年、できるだけたくさん、すべての地区の皆様とお話しする機会を設けさせていただいております。

そして、すみません、少し訂正がありまして、その下のまごころヘルプ事業と、地域福祉推進フォーラムの開催につきまして、方向性の継続、休止が逆になっております。まごころヘル

プ事業につきましては、令和3年度末をもちまして事業廃止となりました。こちらにつきましては、住民主体の支え合いの活動なのですけれども、各地区に少しずつ生活支援の皆様の助け合い活動が生まれてきたところもありまして、まごころヘルプ事業は一旦その役目を終えたということで、事業廃止になっております。

地域福祉推進フォーラムにつきましては、できる限り多くの皆様に地域ふれあいプランですとか私ども社会福祉協議会の活動や地域でご活躍の皆様のことをお伝えする場と考えておりますので、今後も継続できたらと思っております。

そして、このページの一番下のところ、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー、CSWによる生活課題への相談支援も私どもの事業の柱の一つととらえております。個別の課題から地域の課題ととらえて、皆様と一緒に福祉のまちづくりにつなげていく事業です。内容としましては、件数としてのご報告ではなく、代表的にこういったところが相談として寄せられましたというご紹介をさせていただいておりますので、後ほどご覧ください。

次のページに進んでいただきたいと思っております。今ご覧いただいているページの裏面になります。地域活動やボランティアを盛り上げていくというパートになります。私どもの中では、ボランティア・市民活動育成事業、真ん中辺りのものになります。例年、ボランティア講座を開催させていただいておりますが、令和4年度は、新たにボランティアを始めたい方を対象にということで、初の試みで4回連続講座を開催いたしましたところ、たくさんの方からご参加いただきまして、4回で延べ96人という参加をいただきました。

そのほか、こちらのページですと、認知症サポーター養成講座、今のところの上になるのですけれども、コロナ禍の中で開催が全然なかったのですけれども、本年度は1件、すでに開催のご希望をいただいております。今年度は広がりを見せていくのではないかと思います。

では、次のページに行かせていただきます。(3)のところです。地域での育て支援の取組みの一番下のところに、子ども食堂ネットワーク事業を上げさせていただいております。東区の中でもたくさん子ども食堂が立ち上がっておりまして、その皆様にお集まりいただいて、ネットワークづくりですとか支援をいただける企業の方とおつなぎする場の会議を開催させていただいております。令和2年から3年、4年と少しずつ拡大していきまして、今年度も継続して取り組む予定です。

では、次のページにお進みください。基本目標2にまいります。基本目標2については、このページの下から2番目の地域の茶の間についてお伝えします。私たち社会福祉協議会の部分につきましては、助成件数として報告させていただいております。令和4年度につきましては、月1タイプで53件、月2タイプで8件、そして、区社協助成というものも設置されまして、こちらには13件が助成件数となっております。先ほど、健康福祉課からお話がありました週1の

タイプのところ、そして、助成金をお受け取りにはなっていないのですけれども自主的に活動されていらっしゃることを合わせて、約 90 のお茶の間が区内にあると把握しております。

では、次のページに進ませていただきます。安全で快適な生活環境の部分、一番下になります。障がい理解するための取り組みとしまして、私たち東区社会福祉協議会では、東区役所からお借りしている事務所のスペースの壁の部分に、障がい者の方のアート展示をさせていただいております。アートキャンプの報告が多かったのですけれども、今期はまた新たにご紹介する滋賀のやまなみ工房のものをはじめこれからも企画しておりますので、もしよろしければ、この後ご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、次に進ませていただきます。基本目標 3 です。ここにつきましては、(1) の地域の見守りの輪についてです。(1) の下から 2、3 番目になります。友愛訪問とおせち料理の配食事業です。月 1 の見守り訪問としまして、東区内 12 の地区で、民生委員や支会の皆様のご協力により実施しております。実績としては、例年少しずつ下がってきております。施設の入所などありまして、対象から外れてしまわれる方もいるのですけれども、継続した見守りを行うことで安心の輪が広がって行っていると実感しております。継続していきたいと思っております。

一番下、避難行動要支援者のさらに下のほう、きらりん緊急情報キットについてもご報告します。こちらについては、冷蔵庫などに入れていただいて、もしものときに救急隊員の方に緊急連絡先やかかりつけ医などが伝えられる、そういったものになっております。こちらは年々、ご利用の方の数が増えております。毎年 3 月にご紹介の回覧をさせていただくのですけれども、通年でお声がけいただいて、新規でのお申し込みが続いているものになります。

では、次のページに行かせていただきます。(3) 地域での防災・防犯・交通安全のところ、一番下の部分、災害ボランティア講座をご覧ください。令和 4 年度につきましては、災害ボランティアセンター研修を中央区社会福祉協議会との共催で行いました。このときは、令和 4 年 8 月、もうそろそろ 1 年になりますが、豪雨のときに村上市社会福祉協議会で立ち上げた災害ボランティアセンターを取り上げまして、私たちにとって、特に水害は身近なものであるということが、去年、特に身に詰めるところがありましたので、そこから災害ボランティアセンターへの理解を深めるという意味で、研修を開催させていただき、136 名の方にご参加いただきました。

では、次に、基本目標 4 にお進みください。こちらは(2) の地域でのふれあい、交流できる機会についてのところは、私たちにつきましては、地域ふれあい事業、歳末たすけあい事業としまして、助成の事業を行っております。地域の皆様の交流事業、令和 2 年度に前年から大幅に落ちてしまいましたが、そこから少しずつ復調の兆しがあります。今年度は恐らく、令和 4 年度を大きく上回ってご申請をいただけるのではないかと考えております。

続きまして、基本目標5をお願いいたします。基本目標5については、最後のページまで飛んでいただきまして、身近な地域での相談支援体制の部分です。下から4番目のところ、生活福祉資金の相談・貸付のところです。新型コロナウイルス感染症の影響によります、いわゆる特例貸付と呼ばれるものです。令和2年、3年、4年の3か年につきましては、その申請件数が非常に多かったものがあります。令和4年度につきましては、相談件数が1,345件、申請249件となっております。年度の途中で受け付けが終了したのもありましてこの件数ではあります。が、なかなか返済が難しい方、この貸し付けが終わってなお、やはり、収入に苦勞されている方、たくさんの方からご相談をいただいております。

その下の項目についてもお伝えします。関係機関・福祉専門職とのネットワークづくりについても、ネットワーク会議というものを開催させていただいております。地域の課題を取り上げまして、そこを関係機関の皆様とネットワークを作って深めていくというものになるのですが、この年は、福祉現場における「外国にルーツを持つ方」への支援についてを取り上げまして、この流れの中でプロジェクトチームの立ち上げができて、今も継続して活動しているものです。

そして、一番下の部分です。歳末たすけあいフードボックス事業を行いました。令和4年度につきましては、健康福祉課から多大なご協力をいただきまして、区内のひとり親世帯の方を対象に、フードパントリー、寄附いただいた物品をお渡しする会と、その場ですぐ専門機関に相談できる無料相談会を開催させていただきました。そういったところで、お困りの方に少しでも相談しやすい環境、つながり先をご紹介できればという事業を展開いたしました。

はしりばしりになりましたが、私どもからの説明は以上になります。

(小池委員長)

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等はありませんか。

(青木委員)

ご説明、ありがとうございました。今、社会福祉協議会からのご報告の中で、基本目標3になります。が、安心・安全に暮らせるまちづくりの中の事業としまして、友愛訪問事業というのが実施されたという報告がありました。一人暮らしの高齢者、75歳以上を訪問するという、この訪問世帯に対して訪問員数というものは、訪問した方ではなくて、お会いできた方という意味ですか。

(社会福祉協議会)

今ほどのご質問、訪問員になります。こちらは、実際にその世帯を訪ねていく、お一人何件と担当を持って訪ねて行かれる方の数になります。

(青木委員)

かなり、お一人で受け持たれる世帯数が多いですよ。とても大変なことだと思います。ざっと計算すると、お一人 40 人くらいですか。40 人から 50 人になりますか。

(社会福祉協議会)

もう少し少なくなろうかと思います。1,300 世帯を 300 人弱の方で見ますので、恐らく、お一人四、五件前後で、人によっては 10 件近く持つ方もいればお一人という方もいればという形で、かなりばらつきがあります。

(青木委員)

分かりました。

75 歳以上の高齢者世帯がこれだけあるということではなくて、全部ではなくて、その中のこれだけを訪問されたということなののでしょうか。

(社会福祉協議会)

今ほどお話しくださったとおり、一律で皆さん 75 歳以上を訪問というわけではなくて、その中で地域とのつながりですとか、どなたかと交流する機会が途絶えがちな方、心配な方のみとなっております。

(青木委員)

分かりました。

健康福祉課のほうでも実施されている訪問事業があったかと思うのですけれども、何ページでしたか。

(小池委員長)

最初のところでしょうか。基本目標 1 の見守り訪問による。

(青木委員)

はい。すみません。1 ページの。

(事務局)

(1) の一番上でしょうか。

(青木委員)

そうです。ここに書いてあります、対象者の抽出方法変更により増えたとありますが、すみません、私の認識不足で、どういう形からどういうふうに変更したのか、教えていただけますか。

(事務局)

抽出方法の変更なのですが、令和 3 年度までは、65 歳以上の方を対象とした高齢者名簿という紙のものが各民生委員の方に送られているのですけれども、それを今までは手作業で 1 件 1 件を端末で調べて、75 歳以上ですとか介護サービスを受けていないですとか、そういったもの

を手作業で調べていたやり方が令和3年度までなのです。令和4年度からは、それを介護保険システムというところから、条件をつけて、その条件に合わせたデータを引っ張ってくるというやり方を取ったということです。その分、作業の手間が省けたということなのですが、やり方としては、そういう手作業のものから条件をつけてデータを抽出したというやり方に変更になっております。

(青木委員)

ということは、対象者の条件が変わったわけではなく、やり方がペーパーからデータになってというところらえ方でいいのですか。

(事務局)

はい。条件は変わっていないのですが、やり方が大きく変わったということで、対象件数もその分大きく違ったということになっています。

(小湊委員)

今の話でいくと、抽出方法が変わっただけなのですが、それで件数が変わるということは、本来はありえない話ですよ。ミスではなくて、単に抽出方法を変えたからといって対象者が変わるということはありません。なぜそうなったのかというところは調査したのでしょうか。

(事務局)

件数が大きく違うのが、データで抽出する場合、例えば、世帯分離というものがあるのですが、若手世帯と老人世帯と一緒に住んでいても、住民票上分かれていると、世帯分離ということで、高齢者世帯でなくても高齢者世帯という形に住民票上なるのです。これまでのやりかたですと、そこを手作業でやる分、住民票上の老人世帯であっても、一緒に若手世帯と住んでいればそれは対象外だということができたり、手作業でやっている分だけ丁寧に令和3年度まではできたのですが、今回、令和4年度からは、機械的に75歳以上の世帯のみの方を抽出するというやりかたをしているので、どうしてもその実態に合わないような抽出のされ方がされているということです。それは、どうしてもそれを解消する方法が、データ抽出方法ではできないということで、そういった絡みもありまして、データの抽出件数が変わっているというように考えております。

(小湊委員)

なかなか、少しよく分からないのですが、基本は受けられるべき人が受けられるのが基本ですよ。75歳以上でこういう人を高齢者として見守るものを受けられる人の落ちがないようにしていただきたい。それが基本だと思っていますので、よろしくお願いします。

(事務局)

分かりました。

(小湊委員)

それからもう一つ、私もこういうものになったばかりで、全くよく分からないのですが、新潟市と区社会福祉協議会との違いは何ですか。

(小池委員長)

どうでしょうか。今のご質問は、多分、説明すると少し長くなるかなと。

基本的には、区は行政機関で、社会福祉協議会はあくまでも社会福祉法人という民間団体です。なので、もともとの構造としては、仕組みというか法律的な位置づけから違ってきます。比較的一体的に、地域福祉については一緒に動かれることが多いのでその違いが分かりにくいところはあるのですけれども、大きく分けると、まずそこが一つ大きな違いとしてはあります。それが現実的にどういうところの違いにつながっていくのかというところが、多分、小湊委員が分かりづらいところはあるのかなと思うのですけれども、そこを説明すると意外と時間がかかるかなと思うのですが、どうでしょうか。何か、次の機会とかでも少し何か分かるようなものを用意していただくか、個別に対応していただくということは可能でしょうか。

(社会福祉協議会)

社会福祉協議会のほうは対応させていただきます。

(小池委員長)

ありがとうございます。では、どこが違うのかということについては、多分、それぞれのところで対応していただくことになるかなと思いますので、すみません、会議の進行上、大事な質問だとは思いますが、そのようにさせていただきます。

多分、今の小湊委員のご質問のところをいくと、見守り訪問による高齢者の実態把握、私も毎年聞かせていただきながら、非常に大事な仕組み、介護保険の認定を受けている方であれば、介護保険の仕組みの中でどなたかが把握されているということが可能ですけれども、75歳でよろしかったでしょうか、75歳以上の方で介護保険を利用されていない方々、しかしながら、もしかしたら介護保険まではいかないけれども見守りであったり、あるいは、ご本人は認識していないけれども介護保険制度を使える方が漏れてしまっていないかということを出していくと。なので、多分、作業的には、このシステムで検索をかけられるときに、住民票かどうかよく分からないのですけれども、多分、75歳以上の方で介護保険を使っていない方を最初に抽出されているのではないかと思いますのですが、その理解でいいでしょうか。

(事務局)

そのとおりになります。

(小池委員長)

それで、その中で、今までであれば、同居されているとかであると、それはもうご家族と一緒におられるから大丈夫だろうということで、多分、対象外になっていたものを、機械的に、家族構成を関係なく年齢と介護保険を利用していないという条件だけで検索をされているので数が多くなっているという理解でよろしいですか。

(事務局)

そういう形になります。

(小池委員長)

なので、数が増えていると。なので、方法としては、今、小湊委員がおっしゃったように、家族が同居しているかどうかということに関係なく、75歳以上になれば要介護の必要性の高くなっている方々が増えているであろうから、皆さん全部対象としてやっていきたいと思いますという意味では、今までの手作業よりは現実的な、ご家族が同居されていたとしても、ご家族の中で要介護をサポートしきれない体制でない方々、ご家族もありますので、そういうことも含めてチェックできる体制になったのかなと思いつながりながら聞かせていただいております。そういう意味では、手作業、とても大変だったところをそういうシステムに、今の流れですので、システムがいろいろできてきているので、そのシステムをうまく使いながら、おっしゃってくださったように漏れのないように対応していく。それで、該当しない方は、見守りのところで大丈夫ですと確認をすればそれでいいですし、という流れになってきているかなと思います。

なので、いい形で、すでにある既存の行政のシステムを有効活用されながら、この仕組みがより丁寧になされていくことにつながったのかなと、今のご質問を聞きながら、私も理解を深めさせていただいております。大事なところなのではないですかというご質問、本当にありがとうございます。

(渡辺(順)委員)

質問ではないのですけれども、今ほど青木委員から質問がありました友愛訪問につきまして、私も民生委員をやっておりまして、実行しております。本当に高齢化がすごくて、38件伺っております。月1回から2回、一人暮らしばかりでなく、二人暮らしでお互いに病気持ちという方もいまして、本当にかわいそうだなと思いつながりながら伺っております。38件だと少し難儀ですが、本当に行きますと喜んでくださっております。

それから、一人暮らしの、あの方は94歳の方で、暖房機が壊れたんさ、電気屋さんに行ってきて、とか、そういうことがありまして、個人的な電気屋にお願いしていたのですけれども、お金だけを取るのです。それで、完全なる電気屋に行きまして、すぐ行きますと、1日で直していただきました。そういう高齢者がいます。その方は桃山園のところに1日訪問ではないのですが、そういうところに行きたいのだと言われて、手続きしてあげました。本当に高齢者が

今、たくさんいます。自分も高齢ですけども。

それと、委員長、子ども食堂に行っていませんでしたか、中央区。違いましたか。

(小池委員長)

行っています。

(渡辺(順)委員)

そうですね。失礼しました。ありがとうございました。

(小池委員長)

渡辺(順)委員、友愛訪問の実績値について、追加のご説明、ありがとうございました。多分、個人の方でけっこう差があるような状況でしょうか、担当される、それぞれの地域とかで個人差は生じておられるのかなと思いました。ただ、本当に見守りに行ったださっている方々がおられることによって、顔が見える関係を作るところができているということと、ちょっとしたサポート体制をお互いにすることで地域での生活が安心したものにつながっていくということは、今のお話を聞かせていただきながらも感じさせていただいたところです。

そのほか、もうお一方くらいご質問、ご意見等ありませんか。

(白井委員)

基本的なことをお聞きしたいのですけれども、民生委員とありますよね。この管轄はどこですか。市なのですか。

(小池委員長)

市です。

(白井委員)

それで、今、東区の中で民生委員はすべて満たしているのですか。それとも、欠員のところがあるとかはどうなっているのですか。

(事務局)

欠員はあります。定員に対して10件以下だったのではないかと記憶しています。

(白井委員)

それは今後、どうするつもりでいるのですか。

(事務局)

民生委員の皆さんにご理解いただくような形で、なっただけの方をお願いしていくという形になります。

(白井委員)

それは、地域の方をお願いするのですか。それとも、市が何かそういう運動をして選ぶのですか。

(事務局)

地域の中で選んでいただくような形になっております。

(白井委員)

あと、先ほどの友愛訪問の中に、民生委員及び支会と書いてありますけれども、この支会とは何でしょうか。

(社会福祉協議会)

支会となっておりますのは、別の名称だと、地区社会福祉協議会とも呼ばれるものなのですが、かといって私たち区の社会福祉協議会と直接上下でつながっている組織ではなくて、その地区の皆さんが福祉について考え実行していくための団体という位置づけになっております。

(白井委員)

それは東区にいくつあるのですか。

(社会福祉協議会)

コミュニティ協議会の圏域と同じで、12地区あります。

(白井委員)

その組織の、だれが代表でとか、だれが管轄しているとかというものはあるのですか。

(社会福祉協議会)

私ども区の社会福祉協議会に毎年、こういった役員の方でやっています、こういった事業をやっていますという情報をいただいております、それぞれの地区でお取り組みいただいております。

(白井委員)

それは、開示してくださいと言えはしてくれるのですか。支会がどういう活動をして、だれが支会の会長とかになっているとか、開示はするのですか。

(社会福祉協議会)

そちらについては、資料3の最初のページに、すみません、先ほどの中では取り上げていなかったところなのですが、(1)の真ん中辺りに、支会活動の推進という項目を設けさせていただいております。私ども、地域の皆様、地区内の企業、団体の皆様から頂戴しました会員会費を支会といわれる皆様に活動交付金として活用させていただいております。

(白井委員)

どこですか。

(社会福祉協議会)

基本目標1の(1)の真ん中ほどに小地域福祉活動(支会活動)の推進という項目がありま

す。そこにありますように、支会活動についての助成を行わせていただいております、その流れの中で各地区の前年度の取組み、今年度、どのような計画をされているか、お金のことも含めて、役員がどのような方で構成されていらっしゃるかについても、全地区頂戴しております。

(白井委員)

それは公開してくれるのですか。

(社会福祉協議会)

ご要望等ありましたら、お出しすることについては問題ないと思っております。

(白井委員)

では、毎年決算されているということですか。

(社会福祉協議会)

私どもは決算というかご報告を頂戴している、それも支会ごとのご判断になっての会計になりますので、私どもは書面として頂戴しているものです。

(白井委員)

ですから、それを見せてくれと言えば見せてくれるのですか。

(社会福祉協議会)

役員の方の個人情報などお出しできるか分からないもの以外につきましては、今、中野山地区でおっしゃっていらっしゃるのですよね。

(白井委員)

そうです。

(社会福祉協議会)

中野山支会では、地区の中で総会等もされていると思いますので、お出しできるものだと思います。

(白井委員)

では、それは後で拝見したいと思いますので、お願いします。

(社会福祉協議会)

かしこまりました。

(小池委員長)

では、その点につきましては社会福祉協議会でご検討、対応していただければと思います。令和4年度の実績につきまして、ご報告と皆様の貴重なご意見、ありがとうございました。それでは、議事の4点目に移ってまいりたいと思います。地域の居場所づくりにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

地域の居場所づくりについて、説明させていただきます。

今回の説明では、資料を使います。地域包括ケアシステムって結局なに？ という漫画のものになるのですけれども、こちらに数部の予備がありますが、皆さん、お持ちでしょうか。

では、説明させていただきます。まず、地域の茶の間について、健康福祉課が説明し、その後、子ども食堂について社会福祉協議会が説明いたします。

それでは、地域の茶の間について説明します。資料をご覧ください。こちらの資料は、地域包括ケア推進課が作成したもので、地域の茶の間や支えあう仕組みづくりを漫画で分かりやすく表したものです。はじめに、こちらの資料を用いて、地域の茶の間とはどういうものなのか、地域にどのような効果をもたらすことが期待されるのかを説明いたします。

表紙を1枚めくってください。高齢者の一人暮らしの男性が人とのつながりがなく、自宅に引きこもりがちになっていて、東京に住む子どもから一緒に暮らそうと誘われていますが、本人は自分の家でこのまま暮らしていきたいと考えているようです。

ある日、ふと自宅の近所を散歩した際に、地域の茶の間の担当者と出会います。

またページを1枚めくってください。地域の茶の間では、たくさんの人が気軽に集まって過ごしており、得意なことを生かして、毎日の献立を書いてくれる人や包丁研ぎをしてくれる人など、いろいろな手伝いをしている方もいるようすです。

この男性も過去に大工の仕事をされていたということが漫画から分かります。

またページを1枚めくってください。今日のお礼にと、壊れたベンチを直します。地域の茶の間の参加者からありがとうと言われ、帰りには男性がまたお邪魔しますと、地域での自分の居場所ができたようすが描かれています。

今、ご覧になっているページの最後のコマ、下の団五郎・小町のまとめをご覧ください。どれも気軽に集まり、過ごせる地域の居場所を作り、そこで自分の得意なことを生かしながら楽しく過ごすこと、助け合い、支え合いをしてありがとうと言われる喜びや生き生きと過ごせることが介護予防につながる重要な要素になります。

新潟市では、地域の茶の間の立ち上げ経費や運営経費の補助事業を行っております。東区では、補助事業を活用して活動している団体が令和4年度末時点で74件となっており、その他、市の補助事業を使わずに運営されている団体もありますが、この件数は8区の中で最も多い件数となっており、過去の実績を見ても、ほとんどの年で東区が最も多い件数となっております。また、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度には休止する団体が若干見られましたが、令和3年度から少しずつ回復の動きが見られます。今年5月には、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことにより、地域の茶の間のさらなる活発化が期待されます。

立ち上げに関して、健康福祉課及び社会福祉協議会では窓口にお問い合わせがあった際は補助事業の申請方法の説明や活動事例の案内など、実際の活動につながるよう支援をしておりますので、本日までご出席の各地域の推進員様におかれましては、それぞれの地域で地域の茶の間の立ち上げに関する相談があった際には、健康福祉課や社会福祉協議会をご案内くださいますようお願いいたします。

また、この漫画の資料の続きとして、支え合いのしくみづくり推進員や地域包括支援センターが登場し、支え合いの地域づくりや住み慣れた地域で住み続けるためにといったお話が続きますが、時間の都合もありますので、この場での説明は省略させていただきます。ぜひ、お時間のあるときにご覧いただきたいと思います。

以上で、健康福祉課からの説明を終わります。続きまして、社会福祉協議会よりお願いいたします。

(社会福祉協議会)

お手元に配付されています、ピンク色の子ども食堂と書かれているパンフレットをご覧ください。こちらの資料なのですが、昨年度、東区自治協議会協力のもと、東区社会福祉協議会で作成いたしました。昨年度の自治協議会の2部会では、子ども食堂をテーマにして取組み、パンフレットの作成と子ども食堂フェアを開催しております。

パンフレットの中身を1枚おめくりください。中に、ページが分かれていますのでけれども、差し込まれているものは後ほどご説明させていただきます。

子ども食堂とは、名称にかかわらず、子どもが一人で安心して行ける無料または低額の食堂といわれております。子ども食堂は、はじめのころ、家庭で十分な食事がとれない子どもが利用するような貧困のイメージがありましたが、今は子どもだけではなく、子どもから大人まで幅広い世帯が交わる交流の場となっております。

私たちができることの例としては、運営のお手伝いをするボランティアだったり食材などの寄附、あとは、子ども食堂のようすを周りに伝えることなど、ちょっとしたことで子ども食堂を応援することができます。子ども食堂の活動は年々広がってきており、企業の社会貢献として寄附や運営のお手伝いや、あとは個人の方からの食材や現金の寄附など、さまざまな人や団体が自分たちにできることで支えています。

子ども食堂の目的や効果としては、右側のページのイラストにありますとおり、食事の提供だけではなく、居場所づくりや地域づくりなどさまざまな効果が期待されています。下にアンケート調査がありますが、その結果からも、一番上、食を通じたい場所づくりを目的に立ち上げた団体が多いことが見えてきます。

差し込まれていましたこちらの中面のページをご覧ください。東区内の子ども食堂の紹介と

書かれているものです。東区内の子ども食堂は、こちらに掲載されている 10 か所に加えまして、今年度、新たに 2 か所が立ち上がり、現在、合計 12 か所あります。運営主体は、地域住民が運営している任意団体から NPO や企業などが運営している団体など、さまざまです。詳細のホームページや連絡先は、ここに QR コードがありますが、ここから読み取れますので、お時間のあるときにご覧にただ蹴ればと思います。

裏面をご覧ください。こちらは東区内の子ども食堂マップになっています。このように、どこに子ども食堂があるかを視覚化して、開催場所が一目で分かるようになったことで、空白地帯になっている地域で子ども食堂をつくろうという動きが広がってきています。その結果、先ほど説明いたしましたとおり、新たに 2 か所、山の下小学校区と東中野山小学校区で子ども食堂が立ち上がりました。今年度もすでに 1 件、新たに立ち上げたいという相談も入ってきております。

左側には、子ども食堂のとある 1 日ということで、流れが書いてありますが、ここの食堂では、食事の提供とともに遊びながら過ごせるような居場所づくりをしています。50 食程度の食事を提供するために、多くのボランティアの協力で成り立っております。

コロナ禍では、お弁当配布をしていた団体がほとんどだったのですが、新型コロナウイルス感染症が 5 類に引き下げられたことにより、従来からみんなで食卓を囲んで食事をする会食でやっていた団体は徐々に今までの会食形式に移行してきています。その一方で、コロナ禍になってから立ち上がった団体については、そのままお弁当を配布するという形で継続していたり、また、参加者のニーズに合わせてお弁当と会食の両方でやるハイブリッド形式で開催している団体など、団体ごとに特色が出てきています。

東区社会福祉協議会では、子ども食堂の立ち上げや運営に関する相談支援を行っております。また、継続した運営ができるように、助成金のご案内もしております。それぞれの地域で子ども食堂について知りたいとか、立ち上げたい、ボランティアをしたいなどの声があった際には、東区社会福祉協議会をご案内くださいますようお願いいたします。

以上で説明は終わりとなりますが、小池委員長、補足等ありましたらお願いいたします。

(小池委員長)

それでは、司会進行の前に少し、子ども食堂につきまして、今、ご説明いただいたところに加えさせていただきたいと思っております。

今、ご説明があったように、東区は新潟市の 8 区の中でも比較的人口規模、数等を合わせると、増えてきているところかなと思います。特徴的なのは、皆さんに見ていただいた資料の中で、何を目的に立ち上げられたかというところの子どもの居場所の創設というものが、2020 年のときにもけっこう、6 割くらいの団体がそれを目的に立ち上げられているのですが、最近、

今年の2月くらいにまた全県で調査をかけさせていただいたところでは、やはり、この割合が高くなってきております。地域の中に子どもの居場所が必要なのだという認識を持って立ち上げられる方々が増えてきていて、当初のところのイメージからはかなり変わってきているかなというのは、印象としてはあります。

もう一つは、2020年のときには地域づくり、地域活性化ということが一つあったのですが、今回はそれよりももう少し、地域の皆さんにとっての居場所でもあるということもかなり割合としては増えてきていました。なので、名称として子ども食堂という形で子どもという名前がついているので、子どもだけの場所かなというところから、子どもを含めた地域で暮らす皆さんにとっての居場所として機能していくというところに徐々にシフトしているのかなということが印象としてあります。

それはやはり地域の茶の間にも通じるところで、先ほど、地域包括ケアシステムの漫画を使ってご説明していただきましたけれども、地域の中でいろいろな人たちが、自分がいることのできる居場所というものを必要とされている時代なのだなと、これは本当に実感というか、いろいろなデータとか動きとかというものを見ていると、感じているところです。地域の茶の間は新潟市がずっと先駆的に取り組んでこられた実践ですし、子ども食堂も、子どもという言葉がキーワードでは入っていますけれども、居場所という意味では地域の茶の間と共通するところがあり、そこをどうつなげていくかと。

私、個人的には両方あっていいと思っているのですが、大人は大人で過ごしたいときもきっとあるでしょうし、子どもとかかわることで元気になることもあるでしょうしという意味では、両者がうまく併用されていくことが私たちの生活や人生をより豊かにしていくのだろうと思います。私は子どものことが専門なので、子どもとかかわる場所を皆さんに持ってほしいと思うのですが、ときには大人でゆっくりと静かに過ごしたいときもないわけではない。子どもも大人が存在を気にしないで目一杯遊びたいこともあるというときは、それは両者がうまく折り合いながらやっていけばいいのかなと思っているところではあるので、両者が交わる場所も含めて、展開していけるといいのかなと思って聞かせていただいております。

東区社会福祉協議会では、東区内の子ども食堂をサポートしていただいて、皆さんもそうだと思うのですが、やはり、地域活動の中でどういう団体にとかどういふ方々から支えていただきたいかということでは、地元の自治体の、要するに行政の皆さんだったり、あるいは社会福祉協議会だったり、自分が住んでいる身近なところでサポートしていただきたいということがありますので、それに準ずるような形で市が展開してくださっているのはありがたいというのと、東区の強みだと思って見させていただいております。追加では以上になります。

今、地域の居場所づくりについてということで、それぞれご説明していただきました。せつ

かくの機会ですので、皆様からもご質問やご意見がありましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(伊藤委員)

地域の茶の間、それから子ども食堂もそうですが、例えば、国家資格である衛生管理資格との関係はどうなのでしょう。私は少し認識不足で、この辺を教えていただければと思います。

(小池委員長)

これは、それぞれご説明していただくことは可能でしょうか。まず、茶の間のほうはわかりますか。

(事務局)

地域の茶の間なのですけれども、子ども食堂は今、食事メインのお話があったのですが、茶の間は基本的に食事はないところになります。よくあるのが、皆さんで参加者の方がお金を出し合ってお菓子を買ってそこで食べるというのが、食事であればよくあるところなのですけれども、そういったところで、いわゆる衛生上のところの資格等は必要としないところではす。

(小池委員長)

子ども食堂は社会福祉協議会のほうで説明していただくことは可能ですか。

(社会福祉協議会)

子ども食堂につきましても、食事の提供がメインになるのですけれども、衛生管理の資格は特に、子ども食堂が非営利目的のものになるので、そういったものについては特に資格は問われていません。中には飲食店がやっている子ども食堂もあつたりしますので、そういったところには気をつけながらやられている団体がほとんどだと思つます。

(伊藤委員)

参考になりました。

(小池委員長)

私からも追加で、やはり、子ども食堂は食の提供ということで、皆さん衛生管理は非常に心配されることが多く、昨日も別の会議で同じような質問が出ておりました。聞いていると、やはり皆さん、そこはしっかりと衛生管理、講習会を受講して、どのような衛生管理に配慮すると衛生面が保てるかという研修を受けたり、実際に保健師などの指導を受けながら環境を整えておられるということが報告されておりました。

心配なところにつきましては、基本的に、保健師になるのでしょうか。

(事務局)

栄養士。

(小池委員長)

栄養士ですか。

栄養士にご相談いただきながら、環境を整えておられるというのが現状かと思います。

今、全国に7,000近く子ども食堂がありますけれども、私が見聞きしている範囲の中では、いわゆる食中毒が出てどうこうという大きな事件になっているものは聞いていません。それは昨日、たまたま全国の子どもの食堂のネットワークのむすびえという団体があるのですが、そこの方も同じような見解でおられました。

そのほか、皆様からご質問、ご意見等はありませんか。

居場所ということで、地域の茶の間について運営されているとかかかわっておられる方もおられるのではないかと思います。居場所のところで皆さんが感じておられることとか、今、こういう方々が利用されていてみたいなことでも少し共有していただけることがありますらご発言いただけるとありがたいと思います。特に新型コロナウイルス感染症対策が第5類になったということで、少し緩和されてきた中で、見えている姿とか地域の方々の方々のようすとかということで、何かありませんか。

(樋口委員)

私は物見山地区に住んでいまして、1丁目から4丁目までの会館なのです。割と新しく、できたばかりで、1丁目から4丁目でいろいろな茶の間、歌声、ボッチャ、麻雀、本当に予約びっしりです。1丁目から4丁目までだれでも来てもいいですよということで、一番人気があるのが、月二回やっています歌声カフェということでやっていたのですが、コロナ禍になって歌だけになりました。マスクをしながら、教室形式で前を向いてモニターを見ながらカラオケを歌うという、現在もやっているのか、音楽の先生がいろいろな歌の内容をお話ししてくださったり、声の出し方とかを言いながらも、コロナ禍の間もマスクをしながらやっていました。本当に30名くらい、現在も来ています。

あとは、ボッチャという、正式ではないのですが、高齢者向けに毎週水曜日、一番上の方が92歳で、やっています。本当に楽しみだということで、生き生きして物見山の高齢者は頑張っております。

(小池委員長)

コロナ禍で活動内容が制限されたものもあったのでしようけれども、できる範囲のところまで皆さん継続されて、その中でつながりとかかかわりというものも維持されたのかなと思いをながら聞かせていただきました。

ボッチャは、皆さん取り組みやすいスポーツになっているんですね。

(樋口委員)

年寄り向けに、ルールは緩和しながらやっています。

(星野委員)

山の下地域も、町内ごとにお茶の間が盛んに行われていまして、私の町内を一部紹介いたしますと、去年は少し休んでいるときもあったのですが、町内会長の希望でやろうということで、私は民生委員もやらせていただいておりますので、民生委員と町内の役員とで、今月はこういうことをしようねということで打ち合わせをしながら、毎回、いろいろな、多分、社会福祉協議会に町内会長が出向きまして、いろいろな方をお呼びしたり、それからまた皆さんでゲームをやったり、会費は一人 200 円なのでありますが、それがお茶菓子に変わります。あと、飲み物はペットボトルということでやらせていただいております。

山の下デイサービスというものがうちの町内にありまして、そこを日曜日に月 1 回、お借りしています。施設なものですから、いろいろなものがありまして、施設長の方がとてもいい方で、介護予防健康体操みたいなものを 2 時間のうち 10 分間くらいしてくださっています。そのほかに、そういったいろいろな催し物を取り上げながら、最高で人数的にいけますと 26 名から、町内のちょっとした親睦的な夕食会も 30 名ほど参加しておりまして、見守りのお話がありましたけれども、皆さん、毎月 1 回、見守りをいただいている民生委員のほかに、町内で、ボランティアで登録していただきますとそういう方々にもまた礼金が出ますし、そういう意味で、一人で見守りをするのではなくて、町内一体で見守りをしようということで、お茶の間はとてもいい推進力になっていると思いますので、今後ともお茶の間は大事かなと思っております。

(小池委員長)

今、先ほど樋口委員から聞かせていただいたものとはまた、いろいろバラエティにプログラムをその都度変えられているんですね。ということもありなのかなと、聞かせていただきました。

遠山委員、今日、地域包括支援センターとしてご参加いただいていると思うのですが、地域包括支援センターで相談を受けている中で、地域の茶の間がどのように見えているか、少しご発言いただくことは可能でしょうか。

(遠山委員)

ご質問の回答になるかというところはあるのですが、東区には、茶の間のことに関して、相談があれば対応するというので先ほどもありましたし、東区で件数が増えているというお話はあったのですが、実際、なかなか、コロナ前から会長の担い手であったり、もともとあった茶の間がなくなってしまったところも実際にあつて、私たちもその地域の方々の行き場がないということで少し課題を持って、地域包括支援センターがかかわって、今年度、自治会長と連携を取ったり社会福祉協議会と連携を取りながら、茶の間の開催のお手伝いをさせて

いただいた例が今年度、あります。本当に、皆さんとても楽しみに参加していただいでいて、やはり大事だなということは本当に痛感しています。

なかなか、私たちから地域で茶の間を作ってほしいということをお願いはしているけれども、皆さん尽力されている方はとても尽力されていて感謝しているのですけれども、その中でも本当に立ち上がれない茶の間があるという現実もあるので、そういったところをどうしていくかということがこれからの課題になるのではないかと感じています。

(小池委員長)

地域包括支援センターのお立場からも、地域の中で茶の間があるということが有効に働いていることを見てくださっていることと、その中で、きっと担ってくださる方々をどう支えていくとか立ち上げていくかというところ、地域包括支援センターの皆さんも一緒にやってくださるという姿勢を持ってくださっているというのは、とてもありがたいことだと思いながら聞かせていただきました。そういう茶の間同士のつながりも大事ですし、地域包括支援センターと茶の間とのつながりなどの中で居場所というものが有効に使われていくのだなということは改めて感じさせていただきました。ぜひ、地域にもお声がけ、よろしく願いいたします。

そのほか、皆様から、いかがでしょうか。

ありがとうございます。私も居場所ということをいろいろ、子ども食堂をきっかけに調べさせていただいたりする中で、先ほど星野委員がおっしゃいましたけれども、居場所があると見えてくるものがあり、居場所を通じて何を解決するかは利用される方が決めるのだなということとはとても面白いというか、福祉が今までやってきたアプローチと少し違う、だからこそいろいろな可能性を秘めているところなのだろうと思ってみているところです。

東区の皆様、本当にいろいろな形で居場所を運営されている方々、たくさんおられますので、ぜひ、今後とも東区の地域づくりの一環として大事にしていただければと思っております。

それでは、続きまして、東区の地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会第2回までのスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

最後になりますが、令和5年度東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会第2回目までのスケジュールについて説明いたします。

本日、机の上にて配付しておりました資料6を使って説明いたしますので、ご用意ください。

資料6、令和5年度東区地域ふれあいプランスケジュールになります。スケジュールは、左から推進委員会とその他の二つに分けております。はじめに、左の推進委員会の内容をこちらから報告させていただきます。推進委員会ですが、第2回を年度末の3月ごろを予定しており

ます。議題については未定ですが、東区内 12 地区で進めている活動も東区地域福祉計画を推進していく重要な項目となっておりますので、皆様からのご協力をお願いいたします。

私からの説明は以上です。続きまして、社会福祉協議会からお願いします。

(社会福祉協議会)

社会福祉協議会から、同じく資料 6 の右側をご覧ください。その他の部分にいくつか書かせていただきました。私どもの実績報告の中で上げさせていただいたものもありますが、地域の各皆様方のお声ですとかそういったものを、企画を生かしながら進めていきたいと思っております。時期等につきましても、まだ少し調整があるかと思いますが、概ねこのような取組みをしたいと思っております。

特に、真ん中の部分の地域福祉座談会につきましては、実際に進めてこうとなった段につきましては、各地区の皆様、それぞれ個別でご相談させていただくことになろうかと思っております。何とぞよろしくをお願いいたします。

(小池委員長)

ただいまの説明につきまして、ご質問等はありませんか。

皆様、ご予定いただければ幸いです。

それでは、以上で議事はすべて終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

(司 会)

小池委員長、スムーズな進行、どうもありがとうございました。

続きまして、次第 4、事務連絡です。

(事務局)

皆様、本日は大変ありがとうございました。本日出席いただいた方々につきまして、謝礼について、8 月末までにご指定の口座に振り込み予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、先ほどスケジュールについて説明いたしました、次回の東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会につきましては、3 月ごろを予定しております。時期が来ましたら、また皆様にご連絡いたしますので、よろしくをお願いいたします。

(司 会)

皆様に本日お配りしております資料 7 があります。こちらにつきましては、令和 5 年 3 月 31 日現在の東区の概要です。人口や高齢化率、また、生活等の状況などをデータで示しておりますので、この場では説明しませんが、お帰りになりましたら、ぜひ、ご覧いただければと思います。

以上をもちまして、令和 5 年度第 1 回東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会を閉

会といたします。皆様、本日はお忙しいところ、熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

(野村委員)

一ついいですか。私は東中野山校区の野村といたします。

皆さん方、先ほども少し話が出たのですが、民生委員の定員が足りていますかという話がありました。それから、私が今言いたいのは、保護司というものもあるのですが、保護司の定員も足りないのです。今、私たち民生委員はかろうじて合わせながらちょうどいい、15名おりますが、保護司は七十二、三名にならなければならないのですが、東区だけで足りません。それで、60人もいるかいらないか、20人くらい足りないのです。私はいろいろな会議に出ますけれども、どうしても手が足りないのだらうと。みんな高齢者になるということですが、とにかく、こういう皆さん方が集まるところで必ず困っているのだということをお話したいと思ひまして、手を上げさせてもらいました。

保護司も、犯罪を犯した人、あるいは少年もそうですし、青年もそうです。そういう人たちを立ち直らせるといういい仕事をしているわけなのですが、なかなか手がいません。また、民生委員から見れば保護司のほうが無償でということで、何も報酬がないということです。ですのでなおさらですけれども、世の中のためには保護司も民生委員も大切なことなので、皆さん方の知り合いがいましたら、皆さんから推薦していただきたいと思ひまして、貴重な時間をお借りしました。申し訳ありませんが、ありがとうございます。よろしくお願ひします。

(司 会)

どうもありがとうございました。

では、皆様、本日はお疲れさまでした。気をつけてお帰りください。お忘れ物のないようにお願ひいたします。